

# 仁淀川流域住民の意見を聴く会 (越知町会場) 議事録

令和6年5月25日(土)

14:30~16:00

越知町民会館 大ホール

## 1. 開会

○司会(宮地事業対策官)

定刻となりましたので、ただいまより越知町会場での仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省高知河川国道事務所事業対策官の宮地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、お手元にお配りしています資料の確認をさせていただきます。封筒の中にまず、A4の1枚もので「議事次第」。2枚目に「開催にあたってのお願い」。「仁淀川水系河川整備計画変更原案に関する説明資料」。「仁淀川ニュースレター」。「変更原案に対するご意見」。この5種類でございます。不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けください。また、変更原案につきましては、会場入口の机に置いてありますので、必要でしたら、お持ち帰りください。本日の会議につきましては、全体で2時間を予定しています。長時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

次に、会場の皆様をお願い申し上げます。本日の会議は、記録のため、録音等を行わせていただきます。注意事項等につきましては、配布しています「開催にあたってのお願い」をご一読いただき、円滑な会議の開催にご協力をお願いいたします。また、皆様から頂きましたご意見等につきましては、お名前等の個人情報を除き、四国地方整備局および高知県の考え方を付して、ホームページ等にて公表いたします。どうぞご理解、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、高知河川国道事務所副所長、壬生よりご挨拶申し上げます。

○事務局(壬生副所長)

みなさん、こんにちは。国土交通省高知河川国道事務所副所長の壬生と申します。開会にあたりまして、一言ご挨拶のほど申し上げます。

本日はお忙しい中、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は仁淀川の河川清掃などを通じて河川行政のご理解、ご協力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

近年、皆様もご存知かとは思いますが、地球温暖化に伴い、気候変動の影響によりまして、全国的にも水害が頻発、激甚化しています。地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨や洪水の頻度が増大すると予測されています。降雨量につきましては1.1倍、河川の流量につきま

しては1.2倍程度になるのではないかと試算されているところです。そういった状況の中で仁淀川におきましては、国、高知県、流域の市町村で構成します流域治水協議会という会を設立しまして、気候変動の影響により河川流量が増加した場合、目標とする安全度を確保するための対策をこれまで検討してまいりました。

昨年8月には全国で初めてとなる気候変動を踏まえた追加対策を流域治水プロジェクト2.0として取りまとめることができました。今回はそのプロジェクトで位置付けました対策内容を、仁淀川水系河川整備計画の変更原案に反映しましたので、これからご説明させていただきたいと考えています。会の後、ご不明点等、質疑応答の時間を設けています。皆さまから忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

## 2. 議事 仁淀川水系河川整備計画【変更原案】について

○司会（宮地事業対策官）

それでは、議事2の仁淀川水系河川整備計画変更原案について、事務局よりご説明します。

○事務局（中村調査課長）

仁淀川水系河川整備計画に関する説明資料というものが、お手元の資料の中に入っております。資料に沿って説明させていただきます。私、国土交通省高知河川国道事務所、中村と申します。よろしく申し上げます。

資料で一通りご説明させていただいた後に、皆さまからのご意見ご質問をお伺いするという流れで説明させていただきたいと思います。

それでは1ページ目です。まず変更の内容をご説明する前に、河川整備計画とは、についてご説明をさせていただきたいと思います。

河川整備計画は、河川法という法律の中で定めることが決められてるもので、河川整備計画の策定の前に河川整備基本方針で、河川工事および河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定める。簡単に言いますと、長期的な河川整備の最終的には目標を決めるというものとなっています。仁淀川の河川整備基本方針が平成20年3月に策定しています。

河川整備基本方針に基づいて、河川整備計画を策定することになっており、内容としては、河川の整備を実施すべき区間や、河川の整備に関する計画を定めるものになっており、中期的かつ具体的な整備の内容を定めます。河川整備計画は、仁淀川では平成25年12月に策定しています。その後、平成26年に台風12号、11号での豪雨を受け、日下川、宇治川でのハード・ソフトの対策、内水対策を河川整備計画に位置付けまして、平成28年に一度変更を行っています。

この河川整備計画に基づいて、仁淀川の河川の整備は、これまで実施してきました。今回、河川整備計画の内容を変更することを考えておりまして、本日はその内容をご説明いたします。

2ページ目です。仁淀川の河川整備基本方針と河川整備計画の概要です。河川整備基本方針は、大きな目標として、仁淀川の下流のいの町の伊野地点で流れてくる水の量を計算しまして、

17,000m<sup>3</sup>/s のうち3,000m<sup>3</sup>/s を洪水調節施設で調節して、伊野地点では14,000m<sup>3</sup>/s を目標に安全に流せるように河川の整備を行うことが河川整備基本方針で定めています。この基本方針を基に中期的な整備の目標として河川整備計画で、概ね30年間で実施する河川整備の内容、目標を決めたもので、流量としては八田堰上流の伊野地点で11,000m<sup>3</sup>/s、八田堰下流で12,900m<sup>3</sup>/s と決めまして、この目標に向かって、河川の整備を実施しています。いの町の加田地区では、河川の堤防を整備し、日下川では、新日下川放水路が完成しました。また下流部、用石地区では河道の掘削を順次行っています。

3ページ目です。仁淀川の河川整備計画を変更する主な目的です。気候変動を踏まえた治水計画の見直しで、これまで洪水などを防御する計画は、過去の降雨などに基づいて作成しています。しかし気候変動の影響によって降雨量が増大しており、今後、気候変動を考慮すると、現在作っている河川整備計画の整備が完了した時点では、実質的に安全度が確保できない恐れがあることが近年分かっており、この気候変動の降雨量の増加を考慮した計画の見直しが全国の河川でも順次行っており、仁淀川でも計画の変更を行います。

気候変動の影響は、将来的に2℃上昇したシナリオでは、降雨量は約1.1倍になると試算結果が出ており、流量は1.2倍、洪水頻度は約2倍になると試算されています。この気候変動による影響を考慮した計画に見直しを行うのが、今回の変更の主な内容となっています。

4ページ目です。仁淀川の河川整備計画変更のスケジュールですが、5月16日に河川整備計画の変更原案を公表しました。その後、パブリックコメントで関係住民の皆さんに広く意見を募集したり、本日のように流域の主要な箇所の説明会を開催させていただいて、住民の皆さんにご意見をいただきます。また、河川の関係の有識者にも意見を伺うため、流域学識者会議を5月21日に実施しています。

意見を踏まえまして、対応を検討した上で変更案を作成し、仁淀川流域学識者会議に諮りまして、事業再評価という費用に対する効果が妥当かどうか審議いただきます。その後、高知県知事、関係省庁への意見照会等も踏まえて、最終的に仁淀川水系河川整備計画の変更が完了するという流れになります。

5ページ目です。変更原案の内容の説明になります。まず仁淀川水系河川整備計画の概要で、基本理念、対象期間については変更ございません。対象期間については、今回の河川整備計画が変更してから概ね30年を対象の期間としています。

続いて変更原案のポイントで、主に5つございます。1点目が、気候変動の影響を踏まえて河川整備計画で定めている目標を変更するということです。2点目が、変更した目標に合わせて必要な治水対策のメニューも追加となりますので、洪水を安全に流下させるための河道掘削等の治水対策を実施します。3点目が、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合も想定して、対策も実施します。4点目が流域治水で、流域のあらゆる関係者の協働による流域治水を推進します。5点目が、仁淀川らしい豊かな河川環境の保全・創出を図り、治水と環境の両立を目指します。以上5点が、今回の変更原案の中に反映した主なポイントとなります。本日は、この5点の内容について資料の中でご説明をさせていただきます。

6 ページ目です。ポイント 1 の説明です。ここからの説明ですが、ポイントの内容とそのポイントが変更原案の中に該当するページでどのように記載されているか。その補足説明ということで、大きく 3 段階での説明となります。

ポイント 1 は気候変動の影響を踏まえ、河川整備計画の目標変更です。戦後最大の流量を記録した昭和38年8月洪水が、気候変動の影響を考慮して流量が増加した場合でも安全に流下できるような目標とする流量を変更します。具体的には、八田堰上流の伊野地点で流れてくる水の量を、目標流量を15,100m<sup>3</sup>/s とし、このうち上流の洪水調節施設で2,000m<sup>3</sup>/s を調節し、伊野地点では13,100m<sup>3</sup>/s を安全に流下させる対策を行います。八田堰下流については変わりませんが、中流の遊水地等も整備して調節することによって、12,900m<sup>3</sup>/s を、川の中で安全に下流まで流せる整備をします。

7 ページ、8 ページが、変更原案の該当箇所のページです。

9 ページ目です。ポイント 1 でご説明しました、目標流量についての補足です。まず河川整備計画策定以降、現行の河川整備計画で目標としていた昭和38年8月の洪水の流量を上回る洪水は、発生していません。この昭和38年8月の洪水を、気候変動の影響を考慮して、降雨量が1.1倍になるように引き伸ばしまして、流域でこの雨が降った時に伊野地点で流れてくる流量かを計算しまして15,100m<sup>3</sup>/s と、今回この目標として設定をしています。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

10 ページをお願いします。私、高知県庁の河川課の坂本です。私から、県の管理区間の内容について説明をさせていただきます。県が管理をしている仁淀川の支川、支流のうち、仁淀川とは下流で合流する土佐市を流れる波介川や、いの町を流れます宇治川、日高村や佐川町を流れる日下川について、今回の気候変動の影響を踏まえた目標流量の見直しの検討を行っています。土佐市を流れる波介川については下流の水門地点で気候変動を考慮すると、650m<sup>3</sup>/s という流量になりますが、昨年に流域の皆様と作りました流域治水プロジェクト2.0というもので定めている田んぼダムなどの取り組みによって、川に入る前になるべく工夫対策をして、川に流れ込む水の量を極力抑える対策をすることによって、今回下流の水門地点で480m<sup>3</sup>/s という流量に見直させていただいた上で、河川整備を行っていきたくと思っています。これまでの波介川の下流地点での流量というのは420m<sup>3</sup>/s でしたので、60m<sup>3</sup>/s 増える形で対策を新たに組みんでいきたいと思っています。

続いて、長竹川ですが、こちらは日下川の支流で、日高村の佐川町の間で、ちょうど境界付近で日下川に合流する河川になります。日下川自体は先日新しい放水路ができましたが、そこからまだ下流の区間の整備を取り組んでいくとともに、今回この長竹川の河川整備を新たに追加しまして、気候変動の対応をしていこうと考えています。いの町の宇治川については、今時点で取り組んでいます宇治川の支流の天神ヶ谷川という枝川を流れてる河川がありますが、そちらの残った区間の整備や、いの町さんによるポンプの増強などによって、気候変動の対応をしていきたいと思っています。

11 ページをお願いします。こちらが整備計画の現行の案、今の計画と、変更の原案の対比表に

なっています。右側が変更の原案になります。赤で書いてる内容が、従来の河川整備に加えて流域での対策、例えば田んぼダムなど、対策をすることによって気候変動による雨が増えることに対応をしていくことを書いています。

12ページお願いします。こちらが土佐市の波介川の記載内容の変更の案です。流量を480m<sup>3</sup>/sに見直した上で整備を行っていくことを書いています。

13ページお願いします。こちらは日下川の支流の長竹川の計画になります。長竹川については新しく盛り込ませてもらって、具体的にいうと、令和元年10月の洪水時の雨の量で流れる洪水を安全に流下させるような対策を取り組んでいくことを書いています。

○事務局（中村調査課長）

14ページ目です。ポイント2は目標とする流量が変わりますので、追加が必要となってくる治水対策のメニューも増えますので、治水対策のメニューについてのご説明です。

まず1点目が、河道の掘削等で、流下能力が不足する区間が発生しますので、河道内の樹木伐採、河道掘削を実施します。実施に当たっては、再堆積抑制や生物の生息環境の保全・創出する形状を検討して、外来種の防除にも努めます。

2点目が、横断工作物の改良で、八田堰について、現在の魚道等の機能を適切に評価して、利水機能の保持や自然環境、景観等を考慮した構造、維持管理面への影響を踏まえて関係機関と調整の上、構造を検討し必要な対策を今後実施します。

3点目が、洪水調節施設で、目標流量変更に伴って必要になります上流域での洪水調節施設として、まず既設ダムの有効活用で、計画目標達成に必要な仁淀川上流において洪水調節機能の確保の可能性を、遊水地や既設ダムの有効活用を中心に必要な調査検討を行います。

次に遊水地ですが、仁淀川上流部、下流部でも遊水機能を生かした貯留効果が見込める区域においては、関係機関と調整の上、今後検討を実施し、遊水地の詳細な位置、諸元は、今後地域の住民の皆さんの意向を踏まえつつ、地域の経済活動や環境面なども考慮して検討します。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

15ページお願いします。県管理区間の説明をさせていただきます。まず土佐市の波介川については川に流れる流量が60m<sup>3</sup>/s 増えることに伴って、計画する川の水位、下の図で H.W.L と書いてるところですが、この水位が上昇します。この上昇した水位に対して、堤防の高さが不足してしまう区間について盛土などを行い、堤防嵩上げをしていきたいと考えています。

長竹川について、こちらは県管理区間の全区間にわたって流下能力が不足していますので、川を掘削して水が流れる断面を広げたり、固定堰といって、普段農業のために取水する堰がありますが、大雨の時など水の流下の阻害になってしまうので、水位が上がった時に自動的に倒れるような可動堰といわれるものに改修することによって、流下能力を向上させていく対策をしていきたいと思います。

○事務局（中村調査課長）

16ページ目です。河道掘削等の実施の部分について、変更原案に河道掘削の実施する場所、区間を記載しています。

17ページでは、各区分において河道掘削を実施する内容、代表断面で掘削のイメージ図を記載しています。

18ページ目です。河道掘削に関して全体の位置図です。これまで河道掘削は下流の区間で実施していますが、下流区間に加えて、上流区間でも掘削を計画しています。掘削にあたっては、汽水域上流の掘削は、掘削ラインは平水位以上を基本として、上下流一律で画一的な河道形状を避けるなどの工夫を行い、瀬や淵、レキ河原を保全するような形状を検討し実施する予定です。

19ページ目が横断工作物の改良です。河道整備流量を安全に流下させるために必要な八田堰の改良について、関係機関と調整・検討して、必要な対策を実施することを記載しています。

20ページ目が補足説明です。今回増えた流量を安全に流すためには、八田堰を一部改良する必要が生じています。改良の内容について詳細はまだ決まっていますが、今後、関係機関と協議を行って、検討する予定です。

21ページが既設ダムの有効活用に関する記載をしています。

22ページ目です。既設ダムの有効活用に関する補足説明です。仁淀川上流には治水関係のダムや電力専用のダムなどが存在していますが、これらのダムを対象に有効活用して治水に活用する可能性について、必要な調査・検討を今後実施します。

23ページ目です。既設ダムの有効活用の事例を紹介いたします。まずダム再生について、ダム自体を嵩上げすることにより、ダムに貯められる水の量を増やして、下流へ流れる水の量を減らすという方法や、長安ロダム改造事例として写真にあります。放流するゲートの増設や、洪水調節に使える容量を増大することで、ダムの効果を更に上げるという方法です。大渡ダムで考えられる例として、大渡ダムの利水容量を、治水容量に活用することや、長安ロダムのよう放流施設を増強して、洪水調節に使える容量を増大することが考えられます。今後調査・検討を実施したいと考えています。

24ページ目が遊水地についてです。遊水地についても、詳細な位置や諸元は、今後関係機関と協議を行って決めていきます。現在の検討の候補地として上流では越知地区で検討しており、下流では土佐市の高岡周辺で候補地としています。

25ページ目が、遊水地についての補足説明です。遊水地は、周囲堤や囲繞堤、越流堤などの施設をつくり、洪水の際に一時的に水を貯めて下流へ流す水の量を減らすという機能を持つ施設です。遊水地の土地利用の方法としては、地役権方式という引き続き土地利用はできる状況で活用していく方法や、全面掘削方式という方法で遊水地専用の土地として利用するという方法があります。

26ページが遊水地の仕組みのイメージです。遊水地を整備後も土地をそのまま利用する場合です。上側が現在ということで、平常時は川の中を水が流れており、中小洪水時の時にはこの田畑浸水が発生するという状況になります。大規模洪水時は、さらに浸水が拡大して、家屋まで浸水が拡大するというケースもございます。遊水地後のイメージが下側です。周囲堤や囲繞堤、越流堤を整備し、水が入らないよう堤防を造ります。普段は堤防に囲まれた箇所は引き続き

き営農を継続するなど、土地利用を継続していただき、同じような中小洪水が発生した場合は、整備した遊水地の堤防によって水が入らなくなります。大規模洪水が発生した場合、遊水地の中に水を貯めて下流へ流す水の量を少なくして効果を発揮するという仕組みです。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

27ページお願いします。県管理区間の具体的な整備の場所について説明します。まず27ページが波介川です。堤防の高さが足りないところについて盛土をして、堤防の高さを上げることとなりますが、地図の赤色で川の所を塗っているところが該当の箇所です。具体的にいきますと、土佐市の蓮池地区で約200m。また、少し上流の甲原や東鴨地地区という所ですが、約1.2km堤防の嵩上げの対策を考えています。

28ページお願いします。日下川の支流の長竹川です。地図がありますが、佐川町の加茂地区を国道33号に沿って南から北に向いて流れ、日下川に合流している川です。県管理区間全ての区間で流下断面が不足しており、川幅を広げるために掘削や堰の改修などの対策をすることで流下能力の向上を図りたいと考えています。

○事務局（中村調査課長）

29ページ目です。ポイント3として、施設の能力を上回る洪水等を想定した対策について、2点ございまして、1点目が堤防の強靱化です。詳しい場所は後ほどご説明しますが、いの町の堤防において護岸の整備や高水敷の拡幅等によって堤防を強化し、将来的にはまちづくりと一体となった堤防の強靱化、利活用方策を検討、推進します。

2点目が河川防災ステーション、水防拠点の整備で、災害時の迅速な対応に必要な河川防災ステーションを整備します。平常時は地域の活性化や賑わいの創出が期待される MIZBE ステーションとしての整備も検討します。

30ページ目が、いの町の堤防強靱化に関する変更原案での該当ページです。

31ページ目です。堤防の強靱化についての補足説明です。場所はいの町の中心市街地が隣接します仁淀川の左岸の堤防です。氾濫時には家屋が氾濫流によって倒壊するエリアが広がっており、浸水の深さも全域でほぼ5mと想定されており、氾濫時には甚大な被害が想定されるエリアです。そのため安全に逃げる対策を引き続き実施、強化していきますが、護岸の整備と高水敷拡幅による堤防の強靱化を進めます。短期・中期的な整備としまして堤防の川側の護岸の整備や高水敷の拡幅を実施し、併せてそのスペースを用いて公園の整備などもいの町と連携して実施していく予定です。将来的には、堤防の宅地側を拡幅しまして、いの町のまちづくりと一体となって堤防の強靱化を検討します。

32ページ目です。河川防災ステーションについての変更原案での該当ページです。現在予定している場所としては、土佐市の高岡・中島箇所付近で検討、整備を考えています。

33ページ目です。河道の掘削や堤防の強靱化、河川防災ステーションなど国管理区間で実施する河川整備のメニュー、高知県で実施する河川整備のメニューの全体図を1枚にまとめたものです。

34ページ目です。流域治水の推進に関する内容です。仁淀川流域ではこれまで関係機関と流

域治水協議会を設置しまして、流域治水の取組を推進してきました。昨年度8月には気候変動への対応を踏まえた流域治水プロジェクト2.0を公表し、流域治水の推進を図ってきました。引き続き河川管理者を中心とした取組だけでなく、多様な主体による取組を推進します。また、支川である波介川、宇治川、日下川も流域治水プロジェクト2.0として策定していますので、これらの取組も併せて推進します。これらを踏まえた取組をこの変更原案に、流域治水の推進に関する内容として追記しています。

35ページ、36ページが変更原案において流域治水に関する追記を行った箇所です。

37ページ目です。ポイント5です。仁淀川らしい豊かな河川環境の保全創出を図り、治水と環境の両立を目指すということで、環境に関するポイントとなります。1点目が水質の保全について、地域住民への水質保全に関する啓発活動、情報の共有化、地域による清掃活動等を引き続き実施すること、支川相生川の白濁化については、完成した仁淀川相生浄化施設も稼働することで、仁淀川本川については現在の水質を維持するとともに更なる水質の改善を図り、全国の中でも水質が最も良好な河川であり続けることを目指します。また支川、日下川、宇治川、波介川については水質の改善を図り、上位類型の環境基準の達成を目指します。

2点目が河川環境の保全で、流域住民や関係機関と連携して河川環境の維持・保全は引き続き取り組むとともに、グリーンインフラの取組、生態系ネットワークの形成を図り、より豊かな自然環境を保全・創出するために必要な整備を実施します。

38ページ、39ページが、水質の保全に関する変更原案の該当ページです。

40ページ目をお願いします。水質の保全に関する補足の説明としまして、仁淀川の水質の現状と課題についてです。仁淀川はAA類型、仁淀川の支川である日下川、宇治川、波介川についてはAからC類型と、環境基準の類型指定がされており、近年は全地点で環境基準を満たしている状況です。また、相生川の水環境整備についてですが、浄化施設の整備が完了しており、また、いの町内の製紙事業者の取組等もごさいます。放流水の目標水質が達成できている年は少ない状況ですが、写真のように白濁化を減少させるなど効果も着実に発揮してきている状況です。今後も水質調査や水生生物調査、清掃活動など、地域と一体となった水質改善の取組を引き続き実施します。

41ページ、42ページ、43ページが河川環境の保全と創出に関する変更原案への記載箇所です。

44ページには、外来種の防除についても河道掘削に併せて実施することを追記しています。また、河川の連続性の確保として、横断工作物の改良にあたっては水生生物の移動を考慮した構造を検討し、必要に応じてモニタリングを実施することを追記しています。

45ページが河川環境の整備と保全に関する補足説明です。仁淀川の特徴的な自然環境で、大臣管理区間の環境の区分ですが、水色のハッチング部分が、仁淀川の良好な環境といえる部分です。一方で、ピンク色で書いています、外来種の拡大など課題がある箇所も見られる状況です。

46ページ目です。このような仁淀川の特徴的な自然環境を整理した上で、変更原案の作成にあたっては、河川環境の評価結果と保全・創出の方針として整理し、変更原案に反映していま

す。まず、生物の生息場としての評価及び生物相としての評価を、上半分記載しており、青字が良好な河川環境で、赤字は課題が見られる環境ということで整理し、これを踏まえて河川環境の総合評価として整理をいたしました。この評価結果を踏まえ、下側にあります河川環境保全・創出の方針として、まず保全の部分としまして上の青字の2行の部分ですが、レキ河原や干潟、ワンドなどを保全・維持します。広範囲の改変を行う場合は、生物の生息等の保全を図りながら段階的に整備をしていきます。赤字の2行の部分が河川環境の創出にあたる部分ですが、水際の自由度が低い河岸や河口の汽水域においては、河川改修に併せてワンドやたまり、レキ河原を創出します。また、環境が劣化傾向にある箇所では、自然再生等で創出を図ります。河川環境の保全・創出の方針として、変更原案にも反映しています。

変更原案の内容に関する説明は以上です。

## 質疑応答

### ○司会（宮地事業対策官）

ただいまより、皆様からのご意見、ご質問を受けたいと思います。ご意見、ご質問をいただくにあたりまして、お願いがございます。まず、発言される前に挙手をお願いいたします。私の方からご指名させていただきますので、マイクがお手元に届きましたら、居住地、お名前をおっしゃっていただいた後に、発言をお願いいたします。なお、匿名希望の方につきましては、匿名でも構いません。いただきました意見につきましては、お名前等の個人情報等を除いて公表させていただきます。また、発言の際は、マイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方は挙手のほう、お願いいたします。

### ○参加者1

河川環境については、ちょっと問題がいろいろあると思うんで、ちょっと質問したいと思います。

国土交通省の管理されてる地域については、河床掘削など十分やられてると思っていますが、いのから上流部ですね。県管理の部分に関してなんですが、ちょっと県管理では予算の関係で難しいと思うんですけど、非常に砂の部分が増えてるんですね。ですから、アユなんか住める玉石なんか非常に見えない、砂で埋まってしもうて餌がつく箇所が少ない。どんどん埋まって行って、もうアユの住めるところがなくなっています。はっきり言うて今日もちょっと用事があって仁淀川見てきたんですけど、鎌井田付近からずっと大きな石があるんですけど、大きな石と石との間に砂しか見えんのですね。普通、こういう玉石がごろごろして、アユの餌が取れたりするのが本当じゃないかと思います。特に今気になってるのは、能津地区の今森本砂利が採取してるとこの辺りの。10年ぐらい前に、あそこから下りてすぐ10m ぐらいのところを、玉石をはぐったりして小学生が水中生物の勉強したりしてたんですけど、今はもう河川の半分以上、大方40～50m ぐらい、もう砂で埋まってしもうて、一つも玉石がまったく見えないような川になってます。

アユが住める、非常に災害に強い川には非常になってると思います。下流域の産卵域ですね、仁淀川。国土交通省さんが管理してる地区の八田堰の下になるんですけど、非常に川が固くなってるんです。それも砂で、そういう玉石を固定してしもうて。それとか水生生物の小さい小魚が少なくなったせいもあるかもしれないんですが、非常に石が硬い。踏んでいって全然動くような石じゃないんですね。ですから、アユの産卵も非常にもう苦勞して、アユもようよう産卵してると思います。ですから、去年かな、四万十川の下流域ですかね、ちょっとテレビで見たんですけど。川をちょっと動かすといいますかね、砂利を動かしたりして。ほんで去年も解禁、アユが漁期中だったんですけど、閉まる前にちょっと、仁淀川の漁協のほうでちょっと県の業者さんに協力してもらって、ちょっと混ぜたりしたところもあったんですがね。やっぱり混ぜたらそれなりの、そこへは産卵がものすごく多い、よくなったような気がします。ですから、砂利とか砂の採取は仁淀川漁協としては反対しとるみたいなんですけど、それではちょっともう対応できんほど砂の量が仁淀川自体に多くなっているの、その辺りを考えてもらいたいですね。

それとついでになるんですけど、この辺りの、越知地区とか佐川地区のちっさな、柳瀬川とか桐見川、本流もそうですが、ヨシの災害ですね、ヨシがよう咲いて。河川自体は私も見てみるには流れてるところは、河床は下がってるような気がします。岩盤じゃないところ、岩盤が見えたりしてますんで。ですから浚渫のときにはよっぽど農業用水らに関係するところ以外は浚渫しないという方針で県もやってるみたいなんですけど、せめて、ヨシで全然流れてない所があるんですね、ヨシばかりで。川もせいたような状態になってると。そんな所は、ある程度川の流れが欲しいですね、流れが。地元で住みよって、ヨシしか見えん、川が見えんような所が何か所かあるんです。その辺りもちょっと今後の対策としてやってもらいたいなと地元としては思ってます。

それと災害でブロックにしてしもたんで、気軽に川へ下りれないんですね。ですから地元で聞いて、何か所かヨシをのけて川へ下りる。ちょっと歩道みたいなのつくって、子どもらがちょっと川へ遊びに行けるような所もつくってもらいたいですね、地元としては。川へ入れない状態がほとんどですもん。たくさんあるんですけど、取りあえずそこまで。よろしく願いいたします。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

ご意見ありがとうございます。まず砂の件ですが、川に砂がたまってるというお話があって、砂だけをのけるといのがなかなか難しいと思います。お話にもありましたが、四万十川で河床が固まっている、アーマー化していると一般的にいったりします。四万十川の西部漁協さんの組合長さんたちが重機を入れてほぐしているとか、そういった取組をされてるのを我々も存じており、そういった取組で、県のほうも今年度から四万十川で、下流で掘削した砂利で、一定の粒径があるやつを上流に持って行って置土をする取組とか、専門の方などに見ていただきながら、どういう効果があったりするか、試験をしようと思ってるので、それで良い結果が得られていったら、仁淀川でもやっていくというのも一つのやり方かなと思います。

また、ヨシとかアシの話ですが、確かに結構生えてるように見えてると思います。実際、洪水の阻害になるところですね。それを見ながら、我々県のほうも色々要望を頂いてるので、優先順位をつけながら、本当に洪水の時に水が流れなくなってるような所を、優先的にやらせてもらっています。また気になる点などがあれば、土木事務所に言っていただいたら、現地を見て対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

あと、川への下り道というか川へのアクセスですよね。そこについては、確かに災害復旧でかつてやられた所って本当に下りづらくなってる所もあるのかもしれませんが、我々が河川改修するにあたっては親水性も一定考慮しながら、階段を造るなり改修にあたっては対応しています。以上です。

○参加者 1

浚渫、小さい川ですね、柳瀬川とか坂折川とかやる際に対しては、漁協としては石が目立ったら川へ戻してくださいという指導を、県のほうからもそういう指導を業者さんにやっておりますんで。だいたい目立ったら戻してもらったら。石を外へ出すんじゃのうて、川へ戻してもろうたら一番いいと思ってます。

○事務局（高知県 坂本チーフ）

大きな石とか出た場合は、川がのっぺりというか、そうならない形で大きな石を戻すなどの対応をさせていただきます。

○司会（宮地事業対策官）

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○参加者 2

常にこの筏津ダム、仁淀川を見ながら育ってきたんですけども。ちょうど筏津ダムというのは、仁淀川の上流から中流に入ってくるということで、普段でも結構流れがきついところで。それでそういう台風シーズンとか大雨が降ると、ものすごい増水して激流になって。そこで筏津ダムの役割も大変だなと思いつつながら見てるんですけども。その筏津ダムが、この半年ぐらいゲートの修繕でずっと上げたままになって、やっと最近になってゲートが閉まって。今は以前のおり、ダムになってます。

この筏津ダムというのは、1958年、確か出来上がって。今は2024年ですから、66年になりますね。そうするともうどちらかというと老朽化とかそういったものも、やっぱり心配されるところで。こういう、先ほどここに書いてる洪水の調節施設いうところで、こういう役割を果たさなけりゃいけないと思うんですが、一方ではこういうやっぱり老朽化っていう心配を我々この近くに住む住民としてもやっぱり心配してるところです。これは四国電力の管理ということだと思いますけども、その辺の情報共有とか連携とかそういったことをしていただきながら、この施設も長く続けられるような形にしていいただければというように思います。以上です。

○司会（宮地事業対策官）

ありがとうございます。ダムの老朽化に対する情報共有、連携というところ。事務局からご回答ありますでしょうか。

○事務局（壬生副所長）

貴重な意見、ありがとうございました。おっしゃられましたとおり、四国電力さんで管理されているダムですが、適正に管理していただけるよう、やはり施設が老朽化して、いざとなった時にゲートが動かないということにはなってはなりませんので、適正に施設が稼働できるよう管理していただくよう、我々も指導してまいります。

○司会（宮地事業対策官）

よろしいでしょうか。

他にご意見ご質問等、ございませんでしょうか。

○参加者2

もう一つ。越知町もこの遊水地の対象になってますけれども、この辺も、まだ具体的にどうなっておられるか分からないんですが、ちょっと話できる程度で構いませんけど、このイメージ、何か話せることがありましたら、話していただけないでしょうか。

○司会（宮地事業対策官）

遊水地に関する概要について。事務局お願いします。

○事務局（壬生副所長）

資料25ページから、遊水地としての概念をご説明させていただいています。24ページに越知町の43.2kの右岸付近ということで、仁淀川と柳瀬川の合流点付近で遊水地ができないかと、構想しています。合流点は地盤が非常に低いので、そういったところで整備できないかと。26ページ見ていただければと思います。再度改めてですが、地盤が低い所は、中小洪水でも、すぐに浸かってしまう所があるかと思っています。そういった所に、周囲堤、圍繞堤を造りまして、中小洪水では浸からなくなるように守るのですが、大きな洪水が来た時には貯留効果を持たせて下流の負担を軽減させるような取組ができないのかと、検討を始めたところです。地域の皆様に色々なお声を伺いながら、検討を進めさせていただきたいと思っています。決して浸かりやすくするのではなくて、浸かりにくくする。少しでも浸かりにくくして、より活用できるような検討ができればと思います。

○司会（宮地事業対策官）

それでは他にご意見ご質問等は。

○参加者3

今、遊水地っていうお話が出まして、これ、概ね30年間、この対象期間がなっていますが。この地区の整備は最近やっと始まりまして、工事が今行われていて、一時今中断というか道ができましたので、終わってるんですけど。この遊水地というのはやっぱり川の水が増えてきたらダムの放流もあるじゃないですか、夜中に回ってくるんですけど。そういう放水する量もやっぱり考えてしていただかないと、遊水地へお水がいっぱい貯まって、逆に増えたり押し寄せたりということはないんでしょうか。やっぱりそういうことも考えて、このカーブの辺りに遊水地っていうのを今計画なさってるんですか。

○事務局（壬生副所長）

具体的な計画は、これからでして、堤防の高さであったり、そういったものもまだこれからという状況であります。今回こういった構想があるということで示させていただいた所ですが、すぐ工事ができるかといいますが、なかなか予算的な関係もありますので、まずは河川の場合、下流のほう、河道の流下能力がまだ足りてない部分がありますので、下流の掘削とかの工事が先に進むことになろうかと思えます。ですので、今回の整備計画の中期以上、まだちょっと先になりますので、具体的な検討進みましたら、ご相談させていただければと思います。

○参加者3

一応ここへ出てる基本理念に関して、清流、安全、親しみやすい川づくりってありますけど、住んでる者にすると、やっぱり安全で安心な暮らしてというのが一番大事ですので。その点も考えてやっていただきたいと思えます。以上です。

○事務局（壬生副所長）

ありがとうございます。今まで、いつも浸かっていた所を少しでも冠水頻度をなくしたいと我々も思っておりますので、そういった検討進みましたら、ご相談させてください。よろしくをお願いします。

○司会（宮地事業対策官）

その他ご質問を。

○参加者1

あんまり河川整備には関係ないかも分かりませんが、大渡ダムと筏津ダム、桐見ダムの関係者がいると思うんで、お願いがあるんですが。今、アユとか河川の魚たちの一番の問題は、カワウが非常に繁殖して、昔からおるハヤとかイダとかゴリとかいろんな昔からおる魚というのがカワウに食べられて、ほとんど少なくなってるんです。そのために、川を見たら分かると思うんですけど、非常にサイといいましょうか、非常に岩の上へ、昔きれいに小魚が食べて川きれいだったのが、もう石の上へサイとかそういうのがちょっと1cmとか2cmぐらいたまるような箇所が非常に多くなっているんです。それはたぶん小魚がおらんくなったのがものすごい原因やと思うんで。桐見ダムも大渡ダムもカワウの何百羽というテリトリーができてると思うんですが、その辺の対策も考えてもらいたいと思えます。大渡ダムも400羽とか500羽とかいわれていると思うんですが。桐見ダムも100羽近いようなカワウが育っているんで。駆除やってもなかなかね。県が去年なんかも800羽ぐらいの駆除をやられてると思うんですけど。全然追いつかんもんでね。非常に悲しい自然環境で、小魚がね。川によって全然見えない状態が多い、冬場はもうまったく見えんような状態になってきたんで。そこの辺りも考えてもらいたいなと思ってます。以上です。

○司会（宮地事業対策官）

ありがとうございます。ダムのほうから、何かご回答ございますでしょうか。

○事務局（大渡ダム 吉岡所長）

大渡ダム管理所 吉岡と申します。カワウですが、直接うちで駆除とかいうのは、なかなかできないのですが、人にもダムを利用してくださいと言ってますし、カワウに利用してくださいということはないんですけど、自然に飛んでくるところもありますので。うちもあまりアユとかにはいいものではないというのは分かっているので、できる範囲でやっていきたいですし、放流の水質とかではいろいろご意見いただきますので、そこは少し放流の仕方とかでも考慮しながらやりたいとは思いますが、また情報とかいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○司会（宮地事業対策官）

そうしましたら他にご意見ご質問等、ございませんでしょうか。

○参加者 4

先ほどの説明とか、あの図を見よったんですけども、池みたいに貯めてるんですよね。その貯めてるところの縁に茶色く囲ってあるところは、ブロックとかそういうものでやっぱりやらないといけなくなるんだらうと思うんですけど、そうするとやっぱりちょっと生態系に何らかの支障なんかがあるんじゃないかと思って、ちょっと心配になるんですけど。そのところはいかがでしょうか。

○司会（宮地事業対策官）

輪中堤に対する構造的なところですかね。生態系への配慮というところでお願いします。

○事務局（壬生副所長）

整備するにあたっては、そういったところも注意しながら進めます。基本は、一般的には河川堤防と同じような構造と考えていただけたらと思います。まだ具体的な位置とか整備方法とか、地域の皆さんへの説明の仕方というのは今後考えていきたいと思っております。地域の経済とか環境面への影響なども考慮しながら、具体的な検討をしていきたいと思っております。今浸水しやすい所を少しでも中小洪水では浸水が回避できるようにしていきたいと思っております。営農もされているところもあろうかと思いますが、そういったところも継続できるような対策ができないかと我々も考えます。

○司会（宮地事業対策官）

他にご意見ご質問等、ございませんでしょうか。

○参加者 1

色々あるんですけど、堰ですね、河川へ農業用水とったりするために堰が河川にあると思いますが、いつも思うのは、八田堰というものすごく理想的な堰が高知県にあるわけです。ですから小さい川、川は問題もあると思うんですけど、ああいうふうに堰が石でむして、魚なんかも自由に上がれるような堰で。今回、左岸側2か所くらい転倒堰にするように書いてましたが、ああいう堰を、八田堰という立派な見本があるので、これから先、支流なんか堰つくるところにはあれを見本につくってもろたら、全然魚の環境のあれにも問題ないと思うので。その辺の、お願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局（高知県 山本課長）

高知県河川課の山本です。小川だと川幅も狭いので、八田堰を直接参考にとというのは難しいかとは思いますが、堰、河川改修となったら可動化することになるんですけれども、そういう時に参考にできるところは参考にして検討してみたいと思います。

○司会（宮地事業対策官）

その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。ご質問がないようでしたら、これで質疑のほう、終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

### 3. 閉会

○司会（宮地事業対策官）

そうしましたら、定刻より少しお時間早いですが、ご意見のほうも出尽くしたようですので、終了させていただきます。本日は、長時間にわたり、貴重なご意見、ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。本日いただきました意見等につきましては、十分に検討の上、今後の仁淀川水系河川整備計画にできる限り反映させていただきます。

以上をもちまして、越知町会場での「仁淀川流域住民の意見を聴く会」を閉会させていただきます。追加のご意見、ご質問等がございましたら、会場の後方、机の上に、ご意見投入箱を用意してございます。こちらのほうに投函いただくか、各自治体に意見箱を設置してございますので、そちらに投函お願いします。その他、FAX、電子メール等での提出もいただけます、パブリックコメントも6月14日まで実施しておりますので、ニュースレターに記載してます指定の提出方法にて、ご意見を寄せていただければと思います。

それでは、本日は誠にありがとうございました。